

# 令和4年度産業保健研修会のご案内

## ～職場におけるハラスメント対策(6回シリーズ)～

パワハラ防止法が中小企業でも2022年4月1日から義務化されます。事業主は職場でパワハラ禁止の方針を定め周知・啓発すること。被害相談に応じるための体制整備や、パワハラが発覚した場合の迅速かつ適切な対応も必要となります。その際、相談者の保護なども取るべき措置として挙げられています。すでに対策をされている事業場もあると思いますが、この機会に確認や見直し等もしてみましましょう。パワハラ防止法は、より良い職場環境を形成するための法律です。働きやすい職場をつくりたいと願う皆様のご参加をお待ちしています。

### 【研修会情報】

研修場所：朝日生命高松ビル9階会議室（高松市亀井町2-1）

※お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい

対象者：事業主、産業保健スタッフ、人事労務担当者等

事業場内でハラスメント対策に携わる方

参加費無料

開催日時	時間	タイトル		講師	定員	申込締切
4月15日 (金)	14:00 ↓ 16:00  (各回 1時間)	第1回	義務化のポイント、裁判例等	産業保健相談員 藤岡 秀夫 氏	20	4月13日 (水)
		第2回	ハラスメントと心理的安全性			
5月20日 (金)		第3回	指導や教育とハラスメントのちがい	産業保健相談員 藤岡 秀夫 氏	20	5月18日 (水)
		第4回	対人関係での認知・行動的対処法			
6月22日 (水)		第5回	事例紹介・検討(1)	産業保健相談員 國村 博子 氏	20	6月20日 (月)
		第6回	事例紹介・検討(2)			

### ◆◆集合研修における新型コロナウイルス感染予防対策について◆◆

当センターで開催する集合研修会では、距離を保てるよう定員を少なくし、開催前に机等の消毒を行います。また主催者や講師、参加される皆様への検温、手指の消毒をお願いしております。ご参加の際は必ずマスクを着用していただき、体調不良の際は参加を見合わせていただくなど、感染予防対策へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細はホームページ研修・セミナーに載せてあります「産業保健研修会に参加される皆さまへ(お願い)」でご確認ください。

<https://www.kagawas.johas.go.jp/seminar/media-download/137/4b9063d0b2231ccd/>



# 職場におけるハラスメント対策(6回シリーズ)申込書

## 【お申込みについて】

ホームページおよびFAXからのお申込みをお願いします。

- ホームページからのお申込みは、当センターホームページの「研修・セミナー」からお願いします。

<https://www.kagawas.johas.go.jp/seminar/>

- FAXでお申込みされる場合は、下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAX送信をお願いします。



研修・セミナーページ  
QRコード

## FAX番号 087-813-1317

### 職場におけるハラスメント対策(6回シリーズ)

開催 月日	4月15日(金)	5月20日(金)	6月22日(水)
参加希望 の回に○ をお入れく ださい			

※各日に2回開催いたしますが、お申込みは日単位でのお申込みとなります。

ふりがな 受講者氏名		職種に ○をつけ て下さい	産業看護職・衛生管理者 人事労務担当者・事業主 労働者・その他
ふりがな 受講者氏名		職種に ○をつけ て下さい	産業看護職・衛生管理者 人事労務担当者・事業主 労働者・その他
ふりがな 事業場名		TEL	内線 ( )
所属部署		FAX	
所在地	〒		
労働者数	名	業種	



- ◆「定員」に達した場合は、受付を終了させていただくことがありますのでご了承ください。
- ◆キャンセルの場合はご連絡をお願いいたします。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大状況により中止する場合、当センターホームページに掲載するとともに、申込時にご記入いただいた連絡先にお電話させていただきます。ご記入漏れのないようお願いいたします。

## 【お問合せ先】

(独) 労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター  
〒760-0050 高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階  
TEL 087-813-1316 FAX 087-813-1317  
ホームページ <https://www.kagawas.johas.go.jp/>



かがわさんぽ